

## SSP選手・指導者佐賀定着支援金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、世界に挑戦する佐賀ゆかりのトップアスリートの育成を通じて、スポーツ分野の裾野を拡大し、さらなるトップアスリートの育成につながる好循環を確立する「SAGAスポーツピラミッド構想」(以下、「SSP構想」という。)の重点3分野の1つである「アスリート・指導者の佐賀定着」に向けて、佐賀県選手として活躍する人材・佐賀県選手を育成する指導者(ふるさと選手は除く。)を雇用する企業・団体(国または地方公共団体は除く。以下、「企業・団体」という。)に対して、定着支援金(以下、「支援金」という。)を交付することにより、SSP構想の推進を図ることを目的とする。

### (支援金の交付対象の要件)

第2条 支援金の交付を受けようとする者は、次に掲げる各号の全ての要件を満たす者とする。

- (1) SSP構想に沿って、選手及び指導者を応援するという志を持ち選手・指導者を雇用する企業・団体であること。
- (2) 佐賀県内またはその近隣に、本社・事業所等を有する企業・団体であること。
- 2 前項第1号に定める選手・指導者は、次に掲げる各号のいずれかの要件を満たす者であること。
  - (1) 世界大会に出場する選手又は出場が見込める選手であること。
  - (2) 佐賀国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会で上位の成績(入賞等)が見込める選手であること。
  - (3) 各種全国大会で8位以内、もしくは同等以上の成績又は活躍が有力視される選手であること。
  - (4) 上記に掲げる選手を育成する志を持ち、人格識見ともに優れた指導者であること、又は指導者となることが見込まれること。

### (支援金の額)

第3条 支援金の額は、当該企業・団体(以下、「企業等」という。)と選手・指導者の間で定めた勤務時間に対し、別表1に定める割合の練習時間確保率に応じた額とする。ただし、支援金支給の根拠となる選手が、佐賀県がSSPトップアスリートに認定した選手(県が定める「SSPトップアスリート報償金実施要領」に基づき報償費を請求する場合を除く。)又はSSPライジングアスリートWに認定した選手、若しくはそれに準じる選手とSSP基金管理委員会が判断した選手である場合は、併せて、別表2の特別支援金の額を支給する。また、公益財団法人日本オリンピック委員会(以下、「JOC」という。)強化指定選手に認定されている等の理由により、勤務時間を確保することができない場合は、併せて、別表3の特別支援金の額を支給する。

- 2 令和元年度以前に雇用された選手が、佐賀県が定めるSSPトップアスリート(県が定める「SSPトップアスリート報償金実施要領」に基づき報償費を請求する場合を除く。)又はSSPライジングアスリートWに認定された場合は、別表2の額のみ支給する。ただし、JOC強化指定選手に認定されている等の理由により、勤務時間を確保することができない場合は、併せて、別表3の特別支援金の額を支給する。

- 3 年度途中から雇用する場合及び年度途中で退職した場合は、別表1、別表2及び別表3の額に月割りで算定した額を支援金の額とする。ただし、千円未満は切り捨てとする。
- 4 資本金3億円以上または常時雇用労働者数300人以上の営利法人は、別表1に定める交付額に3分の2を乗じることとする。ただし、千円未満の端数は切り捨てとする。
- 5 別表2及び別表3の額は、企業等と支援金の根拠となる選手で協議したうえ、第1項及び第2項に該当する選手に直接交付することができる。ただし、年度途中から雇用された場合及び年度途中で退職した場合は、別表2及び別表3の額に月割りで算定した額とすることとし、千円未満は切り捨てとする。

#### (交付の申請)

- 第4条 企業等は、前条に定める支援金の交付を受けようとするときは、様式第1号の1による交付申請書を公益財団法人佐賀県スポーツ協会会長（以下、「会長」という。）あてに提出しなければならない。ただし、前条第1項及び第2項に該当する選手が前条第5項に定める別表2及び別表3の額の交付を受けようとするときは、様式第1号の2による交付申請書を会長あてに提出しなければならない。
- 2 前項の提出期限は毎年度9月末又は12月末の2回とし、それぞれ、4月1日、9月1日を交付申請に係る対象期間の始期とする。

#### (交付の決定)

- 第5条 会長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、提出された事業計画書について、SSP基金等管理委員会が定めた基準により審査を行い適合すると認められる場合は、様式第2号の1又は様式第2号の2の決定通知書により、その旨を交付対象者に通知するものとする。

#### (支援金の交付)

- 第6条 支援金交付請求書は、様式第3号の1又は様式第3号の2のとおりとし、全額概算払いとする。
- 2 会長は、前項の請求があったときは、速やかに審査を行い、適当と認めたときは、予算の範囲内において支援金の交付を行うものとする。

#### (実績報告)

- 第7条 支援金の交付を受けた企業等は、支援金支給の根拠となる選手及び指導者が退職した場合、又は年度終了後、様式第4号の1により実績報告書を提出することとする。
- 2 実績報告書の提出期限は、前項の事由が生じた日から起算して1ヶ月を経過した日までとし、その提出部数は1部とする。
  - 3 実績報告書において、練習時間確保率が既に交付した額に応じた練習時間確保率と相違し、かつ別表1に定める額に変更がある場合は、期限を定めてその差額の返納を命じるものとする。
- 第7条の2 同要綱第3条第5項に定める別表2及び別表3の額の交付を受けた同要綱第3条第1項及び第2項に該当する選手は、退職した場合又は年度終了後、様式第4号の2により実績報告書を提出することとし、その提出部数は1部とする。
- 2 実績報告書の提出期限は、前項の事由が生じた日から起算して1ヶ月を経過した日までとし、その提出部数は1部とする。

(交付の取消し等)

第8条 会長は、交付対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の全部及び一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、交付対象者の支援金交付の決定を受けたとき。

(2) 第2条に掲げる対象要件に該当しなくなったとき。

2 会長は、交付対象者の構成員等が次の各号に該当することが判明したときは、前項の規定を準用する。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

3 会長は、前2項の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、既に支援金を交付しているときは、期限を定めて当該支援金の返還を命ずることができる。

#### 附 則

1 この要綱は、令和元年度分から適用する。

2 令和2年6月17日一部改正、令和2年4月1日適用。

3 令和2年12月9日一部改正、令和2年4月1日適用。

4 令和3年2月10日一部改正、令和3年4月1日施行。ただし、令和2年度申請分は、改正前の要綱を適用する。

5 令和3年6月22日一部改正、令和3年4月1日適用。

6 令和4年7月7日一部改正、令和4年4月1日適用。

別表1（第3条、第6条関係）

対象事業	練習時間確保率	支援金額
SSP選手・指導者佐賀定着支援事業	① 75%以上～100%	100万円／年
	② 40%以上～75%未満	81万円／年
	③ 25%以上～40%未満	54万円／年
	④ 25%未満	20万円／年

別表2（第3条、第6条関係）

区分	特別支援金額
SSPトップアスリート	150万円／年
SSPライジングアスリートW	100万円／年
上記に準じる選手とSSP基金管理委員会が判断した選手	100万円／年

別表3（第3条、第6条関係）

要件	特別支援金額
JOC強化指定選手に認定されている等の理由により、勤務時間を確保することができない選手	50万円／年